

# いばらきデザインセレクション審査要領

この要領は、いばらきデザインセレクションの審査にあたり必要とされる事項を定めたもので、以下の内容から構成されます。

- 1) 審査委員会の設置
- 2) 審査委員の委嘱
- 3) 審査委員会の役割
- 4) 審査委員の義務と権利
- 5) いばらきデザインセレクションの審査

## 1) 審査委員会の設置

主催者である茨城県（以下、「主催者」）は、いばらきデザインセレクションの趣旨に基づく審査を行い、大賞、知事選定、選定、奨励、シリーズ選定等を決定するため、いばらきデザインセレクション審査委員会（以下「審査委員会」）を設置します。

## 2) 審査委員の委嘱

主催者は、「いばらきデザインセレクション選定要綱」に基づき、学識経験者やデザイナー等の各応募分野における専門家・有識者から審査委員を委嘱し、審査委員の互選により審査委員長を選任します。

なお、審査委員の委嘱期間は委嘱交付の日から当該年度末日までとします。

## 3) 審査委員会の役割

### 3-1.各賞における候補の選定

審査委員会は、下記の各賞について、審査基準に基づき審査を行い、審査委員の合議のうえ、審査委員長によって受賞候補を選定します。その結果を基に、主催者により各賞の受賞対象を確定します。

- 大賞：全体を通りして最も優れている作品（1件）
  - 知事選定：選定の中でとくに高いレベルでデザインされており、茨城として誇れるもの（各部門1件）
  - 選定：茨城の優れたデザインとして評価できるもの（25件程度※）
  - 奨励：茨城の優れたデザインとして、今後の発展性が期待されるもの（5件程度※）
  - シリーズ選定：過去選定の改良版や姉妹品で評価できるもの（数件※）
- ※選定、奨励、シリーズ選定については、応募状況を踏まえ、審査委員会での協議のうえ、件数を決定します。

### 3-2.情報の公開

審査委員会は全ての選定対象について、その優れている理由を明らかにします。主催者はこれらの情報を、冊子やウェブサイトなどを通じて公開します。

なお、主催者と審査委員会は、受賞に至らなかった対象を含めて、個別の審査内容に関する問い合わせについては、対応しません。

ただし、主催者はブラッシュアップ相談会を設け、応募対象については、選定の有無にかかわらずブラッシュアップの相談を受けることができます。※相談会の募集数には限りがあります。

## 4) 審査委員の義務と権利

### 4-1.審査委員自身が関与した対象の審査

審査委員長及び審査委員は、自身がデザインまたはコンサルティングした審査対象の審査に際し、関連情報の提供を含め、当該対象の審査に関わることはできません。

### 4-2.審査情報に関する守秘義務

審査委員長及び審査委員は、審査対象に関わる機密情報、審査経緯等審査を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らすことは、一切禁じられています。

## 5) いばらきデザインセレクションの審査

### 5-1.審査対象の確定

「いばらきデザインセレクション応募要領」に基づき、応募資格及び応募対象に合致するものを審査対象とします。

### 5-2.審査基準

いばらきデザインセレクションの審査は、下記8点の審査基準により、少なくとも1つ以上に該当することを確認し、とくに優れている点を評価します。

- デザインコンセプトが明確であること
- 美しくまとまりがあるデザインであること
- 社会性や公共性を有していること
- 機能性と安全性に配慮されていること
- 茨城らしい背景やストーリーを有していること
- 地域の振興に資するものであること
- 発展性や持続性が期待できること
- 独創性や新規性に富んでいること

### 5-3.一次審査の実施

一次審査は、審査対象として確定した応募について、応募用紙の内容に基づき、審査基準を踏まえ書類選考を行います。

### 5-4.二次審査の実施と各賞の確定

二次審査は、「一次審査を通過した審査対象」について、審査会場に展示された現品により、審査基準に基づく採点と審議を行います。また、必要に応じ、審査委員が応募者の説明を直接聞くヒアリング審査を行います。

なお、審査会場に持ち込めない物品については、説明パネル等の資料で審査を行います。ただし、応募用紙及び説明パネル等での審査が難しいと判断された審査対象については、事前に現地調査を行い、二次審査の際の追加情報とする場合があります。

審査委員会は二次審査の結果を踏まえ、審査委員の合議のうえ、審査委員長によって受賞候補を選定します。その結果を基に、主催者により各賞の受賞対象を確定します。